

# 窒素酸化物に係る適用施設設置(使用、変更)計画書

年 月 日

市 川 市 長

提出者

千葉県窒素酸化物対策指導要綱第 6 条第 1 項(第 6 条第 2 項、第 7 条、第 8 条)の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受付年月日	
適用施設のうち異同のある施設(施設番号)	( )	※ 工場又は事業場番号	
窒素酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び窒素酸化物排出量等(総括表)	別紙 1 のとおり。	※ 審査結果	

(連絡先)

- 備考 1 適用施設(施設番号)の欄は、本計画に該当する施設について施設の種類及び(市)の施設番号(既設のみ)を記入する。
- 2 ※印欄は記載しないこと。

